

船舶事故調査報告書

平成28年3月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成27年11月1日 15時30分ごろ
発生場所	愛知県衣浦港 衣浦港西防波堤灯台から真方位015° 1.0海里付近 (概位 北緯34° 50.3′ 東経136° 56.6′)
事故の概要	プレジャーボートシガレット38は、蛇行運転中、転覆した。
事故調査の経過	平成27年12月7日、調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート シガレット38、4.2トン
船舶番号、船舶所有者等	240-62474愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	機関に濡損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、愛知県高浜市所在のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）へ帰航中、船長が、航走を楽しもうと蛇行運転を行った。</p> <p>本船は、船長が、速力を下げて右舵を取り、船体を右傾斜させた状態で右旋回し、次いで左旋回に入ろうと左舵を取ったところ、船体が右舷側に傾斜して転覆した。</p> <p>本件マリーナの職員は、付近を航行していた船舶の船長が、本船が、付近を航行していた他船の引き波を受け、波の頂上付近で転覆したのを目撃したと聞いた。</p> <p>船長及び本船の同乗者3人は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長は、本船で本事故海域を航行するのは3回目であった。</p>
分析	本船は、蛇行運転の際に右傾斜をした状態で右旋回し、左旋回に移ろうとした際、他船の引き波を受けて左舷側が押し上げられたことから、右傾斜が増大し、右舷側に転覆した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、蛇行運転の際に右傾斜をした状態で右旋回し、左旋回に移ろうとした際、他船の引き波を受けて左舷側が押し上げられたため、右傾斜が増大し、右舷側に転覆したことにより発生した可能性があると考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船体が傾斜した状態で大きく舵を取るなど転覆を招く可能性のあ

る操縦を行わないこと。

- ・ 小型船舶では、他船による引き波に十分注意して航行すること。
- ・ 小型船舶の船長は、暴露甲板等に乗船している者に救命胴衣を着用させるよう努めること。